

朝霞市規則第3号

朝霞市事務分掌規則の一部を改正する規則

朝霞市事務分掌規則（平成26年朝霞市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 子ども・健康部の部保険年金課の款高齢者医療系の項に次の2号を加える。

5 後期高齢者医療に係る保健事業に関すること。

6 後期高齢者医療に係る医療費分析に関すること。

別表第1 子ども・健康部の部保険年金課の款保健事業系の項第1号及び第2号中「及び後期高齢者医療」を削る。

別表第1 都市建設部の部道路整備課の款用地系の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。